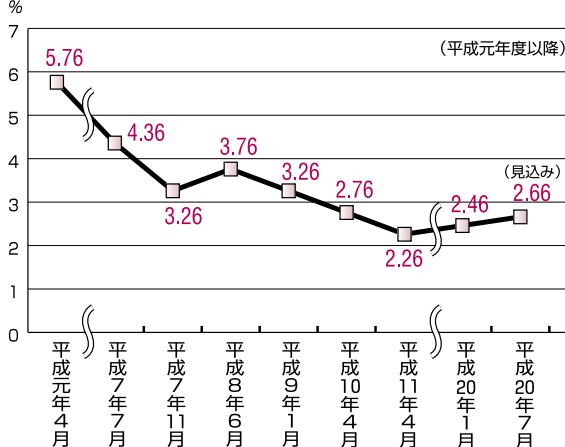


貸付利率（特例利率）が上がりります

（すでに貸付を受けられている方も平成20年1月から年2・46%、7月から年2・66%（見込み）の改正後の利率が適用されます。）

貸付事業の貸付利率は、組合員貸付規程で年3・46%（普通貸付・住宅貸付・特別貸付。以下「普通貸付等」といいます。）と規定されていますが、同規程附則で貸付利率は、財政融資資金利率に応じて変動することと規定されているため、平成11年4月からは年2・26%（普通貸付等）の特例利率が適用されています。（参考グラフ「普通貸付の貸付利率の推移」）



この改正で、財政融資資金利率が今後も2・2%以下のままであれば、普通貸付等の貸付利率（従前2・26%）は、平成20年1月から2・46%に、平成20年7月から2・66%に引き上げられます（別表1のとおり）。また、今後の財政融資資金利率の変動に応じての貸付利率につきましては、別表2のとおりです。

新規に貸付申込みの方

新規に貸付申込された方の毎月の償還額は別表3のようになります。貸付利率は財政融資資金利率に応じての変

前号でお知らせしましたように、共済組合の貸付事業は、年金の原資である長期給付積立金を管理・運用する預託金管理経理から借り入れた資金により行われていますが、預託金管理経理の余裕金を他の経理単位に貸し付ける場合の利率の特例が見直されたことに伴い、組合員貸付規程の一部改正が行われ、貸付事業の特例利率が引き上げられることとなりました。

この改正で、財政融資資金利率が今

後も2・2%以下のままであれば、普通貸付等の貸付利率（従前2・26%）は、平成20年1月から2・46%に、平成20年7月から2・66%に引き上げられることがあります（別表1のとおり）。

すでに貸付を受けられて、現在、償還途中の方につきましても、改正後の貸付利率が適用されますので、平成19年12月末の貸付金残高と残存債回事数により償還額の再計算が行われ、償還額が変更されます。具体的には、例1及び例2のようになります。新利率による平成20年1月からの新償還額は平成19年11月にお知らせしたとおりです。

また、平成20年7月からの新償還額は、平成20年6月末の貸付金残高と残存債回事数により再計算されますので、平成20年4月以後に改めて、新償還額ををお知らせする予定です。

すでに貸付を受けられている方

〈例1〉住宅貸付

12月末貸付金残高が11,008,473円（残存債回事数237回）の場合

年利	毎月の償還額			
	元本	利息	合計	従前との差額
2.26%（従前）	36,896円	20,732円	57,628円	
2.46%（平成20年1月～）	36,123円	22,567円	58,690円	1,062円

〈例2〉普通貸付

12月末貸付金残高が1,039,742円（残存債回事数59回）の場合

年利	毎月の償還額			
	元本	利息	合計	従前との差額
2.26%（従前）	16,678円	1,958円	18,636円	
2.46%（平成20年1月～）	16,597円	2,131円	18,728円	92円

改正理由

このたびの貸付利率の改正理由は、現在、進められている被用者年金の一元化により、共済組合の長期給付積立金が厚生年金の積立金と共通の財源として位置付けられることとなり、共通のルールに基づく管理・運用を行うことされることにより、預託金管理経理の余裕金を貸付経理に貸し付ける場合の利率が引き上げられることや、共済組合と市中金利との乖離の是正を図ることとなりました。